

国 地 契 第 2 3 号
国 技 建 第 1 1 6 号
国 営 計 第 4 6 号
平成20年9月10日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）記第25条関係及び「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国地契第9号、国技建第1号、国営計第24号。以下「運用通達」という。）に定めたところであるが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められる。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通達に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成20年9月10日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。

国総建第147号-3

国総建整第116号-3

平成20年9月10日

別紙 建設業団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について、平成20年6月13日付けで、国土交通省各地方整備局あてに通知したことをお知らせしましたが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、平成20年9月10日付けで、別添1のとおり、国土交通省各地方整備局あてに通知したところです。

また、同日付けで、各地方公共団体に対しても、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、資材価格の急激な変動に伴い、工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しております。

貴会におかれましては、傘下建設業者に対し、別添1及び別添2について周知いただくようお願いします。あわせて、傘下建設業者が注文者となっている下請負契約の代金額の変更及び代金額の変更に伴う下請代金の支払を適切に行うこと並びに資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対してもこれに準じた配慮を行うことについて、傘下建設業者に対し、指導願います。

別添1

国 地 契 第 2 3 号
国 技 建 第 1 1 6 号
国 営 計 第 4 6 号
平成20年9月10日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）記第25条関係及び「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国地契第9号、国技建第1号、国営計第24号。以下「運用通達」という。）に定めたところであるが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不適当となるおそれがあると認められる。このため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通達に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成20年9月10日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての
単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月
未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これ
を行うことができるものとする。

別添2

国総建第147号-1

国総建整第116号-1

平成20年9月10日

各都道府県主管部局長 あて

各政令指定都市主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について、平成20年6月13日付けで、国土交通省各地方整備局あてに通知したことをお知らせしましたが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、平成20年9月10日付けで、別添のとおり、国土交通省各地方整備局あてに通知したところです。

貴地方公共団体におかれましては、別添を参考として、資材価格の急激な変動に伴い、工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用していただくとともに、同条項に基づく協議が完了した場合には、下請業者が協議結果を把握できるようその旨を公表いただきますようお願いいたします。

また、新たに発注する工事について、予定価格の算定に当たり、資材等の実勢価格を反映した適切な積算に努めていただくよう、併せてお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

国総建第147号-1

国総建整第116号-1

平成20年9月10日

各都道府県主管部局長 あて

各政令指定都市主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について、平成20年6月13日付けで、国土交通省各地方整備局あてに通知したことをお知らせしましたが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、平成20年9月10日付けで、別添のとおり、国土交通省各地方整備局あてに通知したところです。

貴地方公共団体におかれましては、別添を参考として、資材価格の急激な変動に伴い、工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用していただくとともに、同条項に基づく協議が完了した場合には、下請業者が協議結果を把握できるようにその旨を公表いただきますようお願いいたします。

また、新たに発注する工事について、予定価格の算定に当たり、資材等の実勢価格を反映した適切な積算に努めていただくよう、併せてお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いいたします。

国総建第147号-2

国総建整第116号-2

平成20年9月10日

別紙 主要民間団体 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について、平成20年6月13日付けで、国土交通省各地方整備局あてに通知したことをお知らせしましたが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、平成20年9月10日付けで、別添1のとおり、国土交通省各地方整備局あてに通知したところです。

また、同日付けで、各地方公共団体に対しても、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、資材価格の急激な変動に伴い、工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しましたので、お知らせします。

別紙 主要民間団体

1	(社)日本経済団体連合会	担当理事
2	日本商工会議所	担当理事
3	(社)日本建築士会連合会	担当理事
4	(社)日本建築士事務所協会連合会	担当理事
5	(社)日本建築積算協会	担当理事
6	(社)日本建築家協会	担当理事
7	(社)建築設備技術者協会	担当理事
8	(社)日本自動車工業会	担当理事
9	(社)日本電気工業会	担当理事
10	石油化学工業協会	担当理事
11	石油連盟	担当理事
12	電気事業連合会	担当理事
13	(社)日本ガス協会	担当理事
14	日本百貨店協会	担当理事
15	日本チェーンストア協会	担当理事
16	(社)日本民営鉄道協会	担当理事
17	(社)不動産協会	担当理事
18	(社)住宅生産団体連合会	担当理事
19	北海道旅客鉄道(株)	担当取締役
20	東日本旅客鉄道(株)	担当取締役
21	西日本旅客鉄道(株)	担当取締役
22	東海旅客鉄道(株)	担当取締役
23	四国旅客鉄道(株)	担当取締役
24	九州旅客鉄道(株)	担当取締役
25	日本貨物鉄道(株)	代表取締役社長
26	日本電信電話(株)	担当取締役
27	電源開発(株)	担当取締役